

市税を納めるには

■ 納める場所

ア 金融機関の窓口

- 利用可能な金融機関の窓口（令和8年4月1日現在）

足利銀行	栃木銀行	中央労働金庫	宇都宮農業協同組合
山形銀行	栃木信用金庫	ハナ信用組合	ゆうちょ銀行・郵便局
東邦銀行	鹿沼相互信用金庫	横浜幸銀信用組合（宇都宮支店に限る）	
大東銀行	烏山信用金庫		

- eL-QR に対応した金融機関（※）での納付（eL-QR が印字された納付書に限る）

※ 対応可能な金融機関は、随時更新されますので、eLTAX ホームページの「共通納税対応金融機関」をご確認ください。



eLTAX ホームページ
共通納税対応金融機関

イ 全国のコンビニエンスストア（バーコードが印字されている納付書で納期限内のものに限る。1件30万円を超えるものを除く）

ウ ペイジー

- 金融機関のATM（ペイジーマークのある納付書で、ペイジーが利用可能なATMを備えている下記金融機関に限る）
- パソコン、携帯電話のインターネットバンキング（ペイジーマークのある納付書で、ペイジーが利用可能な下記金融機関と事前に契約をしている場合に限る）

- 利用可能な金融機関（令和8年4月1日現在）

A T M			
足利銀行	埼玉りそな銀行	ゆうちょ銀行	
みずほ銀行	群馬銀行		
りそな銀行	宇都宮農業協同組合		
インターネットバンキング			
足利銀行	東邦銀行	栃木銀行	中央労働金庫
みずほ銀行	群馬銀行	栃木信用金庫	宇都宮農業協同組合
りそな銀行	常陽銀行	鹿沼相互信用金庫	ゆうちょ銀行
埼玉りそな銀行	筑波銀行	烏山信用金庫	



- 地方税お支払サイト（eL-QR が印字された納付書で、eLTAX ホームページに掲載されている利用可能な金融機関と事前に契約をしている場合に限る）



地方税お支払サイト

※ ペイジーで納付の場合、領収書は発行されません。また、納税証明書等の発行可能時期は、ご利用の金融機関によって異なります。

エ クレジットカード（インターネットを利用した地方税お支払サイトから納付。納期限内のものに限る）

● 利用可能なクレジットカード

VISA	JCB	Diners Club
Mastercard	American Express	

※ クレジットカードで納付の場合、領収書は発行されません。また、納税証明書等が発行可能になるのには、手続き完了から約1週間かかります。

※ 金額に応じ、システム利用料が別途かかります。

お手続き前に市ホームページで注意事項をご確認ください。

地方税お支払サイト



市ホームページ
納付方法について



オ スマートフォン決済アプリ（スマートフォン決済アプリから納付書のeL-QRを読み込んで納付。納期限内のものに限る）

● 利用可能なアプリ（eL-QR 読み込み）

利用可能なアプリは順次更新されます。市ホームページから「スマートフォン決済アプリ一覧」へアクセスしてご確認ください。

※ スマートフォン決済アプリで納付の場合、領収書は発行されません。

お手続き前に市ホームページで注意事項をご確認ください。



市ホームページ
スマホ納付（eL-QR 読込）

カ 市の各地区市民センター及び出張所

※ 各地区市民センター及び出張所（バンバ出張所を除く）

平日の午前8時30分から午後5時15分まで

※ バンバ出張所（休館日：月曜日、年末年始）

火曜日から金曜日までの午前10時から午後5時15分まで

なお、納付書持参の場合は、火曜日から日曜日・祝休日の午前10時から午後7時まで納めることができます。（月曜日・年末年始を除く）

キ 市税は市役所本庁舎の納税課（2階C10番窓口）（国民健康保険税を除く）

市役所開庁日の月曜日：午前8時30分から午後7時まで

市役所開庁日の火曜日から金曜日：午前8時30分から午後5時15分まで

市ホームページ 窓口での納付



■ 市税の滞納

納期限までに市税を納めないことを滞納といいます。滞納になると、まず督促状をお送りし、それでも納付が無い場合は、やむを得ず滞納している方の財産の差押を行い、その財産を取立てや公売することにより市税に充当します。

また、延滞金も合わせて納めていただくこととなります。事情により納税することが困難な場合は、市税は納税課に、国民健康保険税は保険年金課に速やかにご相談ください。

■ 延滞金

納期限を過ぎて納付するときは、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、本来納めるべき税額のほかに、以下の割合を乗じて計算した延滞金を納めなくてはなりません。

【延滞金の割合の推移】

	期間	納期限の翌日から 1か月を経過する 日までの期間	納期限の翌日から 1か月を経過する 日以後の期間	特例基準割合 (※)
①	平成 22 年 1 月 1 日～平成 25 年 12 月 31 日	4.3%	14.6%	4.3%
	平成 26 年 1 月 1 日～平成 26 年 12 月 31 日	2.9%	9.2%	1.9%
②	平成 27 年 1 月 1 日～平成 28 年 12 月 31 日	2.8%	9.1%	1.8%
	平成 29 年 1 月 1 日～平成 29 年 12 月 31 日	2.7%	9.0%	1.7%
	平成 30 年 1 月 1 日～令和 2 年 12 月 31 日	2.6%	8.9%	1.6%
③	令和 3 年 1 月 1 日～令和 3 年 12 月 31 日	2.5%	8.8%	1.5%
	令和 4 年 1 月 1 日～令和 7 年 12 月 31 日	2.4%	8.7%	1.4%
	令和 8 年 1 月 1 日～令和 8 年 12 月 31 日	2.8%	9.1%	1.8%

※ 令和3年1月1日以後は延滞金特例基準割合

① 平成22年1月1日から平成25年12月31日までの割合

- ・ 納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間
特例基準割合(※1)
- ・ 納期限の翌日から1か月を経過する日以後の期間
年 14.6%

② 平成26年1月1日から令和2年12月31日までの割合

- ・ 納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間
特例基準割合(※2)に年1%の割合を加算した割合。ただし、特例基準割合に年1%の割合を加算した割合が年7.3%の割合を超える場合は、年7.3%の割合
- ・ 納期限の翌日から1か月を経過する日以後の期間
特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合

次ページへ続く

③ 令和3年1月1日以後の割合

- ・ 納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間
延滞金特例基準割合（※3）に年1%の割合を加算した割合。ただし、延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合が年7.3%の割合を超える場合は、年7.3%の割合
- ・ 納期限の翌日から1か月を経過する日以後の期間
延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合

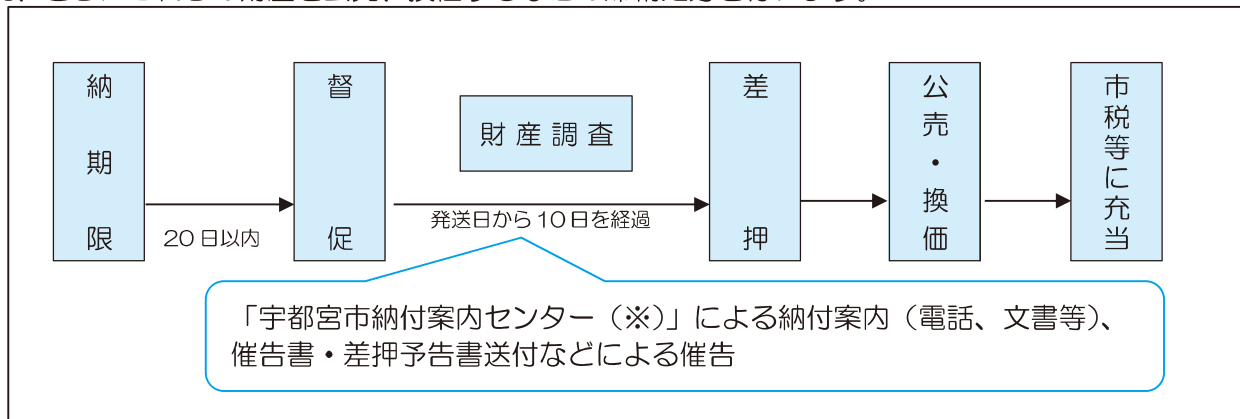
※1 日本銀行法の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%を加算した割合

※2 各年の前々年10月から前年9月までの各月における短期貸付の平均利率として、財務大臣が告示した割合に、年1%の割合を加算した割合

※3 各年の前々年9月から前年8月までの各月における短期貸付の平均利率として、財務大臣が告示した割合に、年1%の割合を加算した割合

■ 滞納処分

市税を滞納したままですと、納期限までに納められた納税者との公平を保つため、また大切な市税を確保するために、その人の財産（不動産、預貯金、給与、生命保険金、自動車など）を差押え、さらにこれらの財産を公売、換価するなどの滞納処分を行います。



※ 宇都宮市納付案内センター

委託契約した民間業者の専門オペレーターが、平日（月曜日から木曜日）の正午から午後8時まで、土曜日及び日曜日の午前9時から午後5時まで、電話又は文書による自主納付の呼びかけを行います。

また、電話がつながらなかった人に対し、携帯電話やスマートフォンへSMS（ショートメッセージサービス）を利用し、お知らせのメールを送信しています。

■ 審査請求

市が行う課税や滞納処分（差押など）に不服があるとき、納税者は市長に対して一定期間（3か月）以内に文書で審査請求をすることができます。また、処分の取消については、審査請求の裁決後6か月以内に、市を被告として訴えることができます。

■ 納税の猶予

納税者などが災害を受けたり、病気にかかったりした場合や事業を廃止・休止した場合などで、一度に納税することが困難と認められるときは、納税者などの申出により納税が一定期間猶予されることがあります。市税は納税課（2階C10番窓口）に、国民健康保険税は保険年金課（1階A15番窓口）にご相談ください。

口座振替

《市税の納付は口座振替が便利》

◆ 口座振替とは

納期ごとに、ご指定の預貯金口座から自動的に振り替える制度です。納めるために金融機関に出向く必要がないので、忙しい人、不在がちの人には、納め忘れの心配がなく大変便利です。

■ 口座振替できる税

- 市民税・県民税（普通徴収）
- 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）
- 固定資産税（償却資産）
- 軽自動車税
- 国民健康保険税

市ホームページ
口座振替について



■ 申込み方法

ア Web から申込む方法

パソコンやスマートフォンからインターネットを通じて、簡単に口座振替の申込みができます。金融機関や市役所に出向く必要がなく、押印も不要です。ご自宅から手軽にお申込みいただけますので、ぜひご利用ください。お手続きや詳しい説明は市ホームページをご覧ください。

イ ペイジー口座振替受付サービス

市役所窓口や各地区市民センター・出張所窓口では、モバイル決済端末機を利用し、キャッシュカードと暗証番号入力で、簡単に口座振替の申込みができます（預貯金通帳と通帳の届出印は不要）。

「キャッシュカード」を持参し、市役所納税課、保険年金課又は各地区市民センター・出張所までお越しください。

ただし、取扱いできる金融機関は、以下に限ります。

足利銀行	栃木信用金庫	烏山信用金庫	宇都宮農業協同組合
栃木銀行	鹿沼相互信用金庫	中央労働金庫	ゆうちょ銀行

ウ 金融機関へ直接申込む方法

金融機関【次ページ「お 取扱金融機関」参照】の窓口に備えてある「宇都宮市税口座振替依頼書」に必要事項を記入し、通帳の届出印を押して金融機関の窓口に提出してください。

● 申込みに必要なもの

通知書番号がわかるもの（納税通知書・納付書など）、預貯金通帳と通帳の届出印

● 振替の開始

金融機関に毎月20日までに申込みをしていただくと、翌月末の納期から振替開始となります。毎月20日を過ぎた申込みは翌々月末の納期から振替開始となります。

工 市に直接申込む方法

市ホームページ（HP アドレスは裏表紙参照）から「口座振替依頼書・自動払込利用申込書」を印刷するか、市税のしおりの「口座振替依頼書・自動払込利用申込書」【P94】を切り取って必要事項を記入し、通帳の届出印を押印の上、切手を貼って下記の宛先まで郵送してください。

【宛先】

〒320-8540（宇都宮市役所専用郵便番号）

栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号

納税課 納税管理グループ

● 振替の開始

納税課到着月の翌々月末の納期から振替開始となります。

オ 取扱金融機関（令和8年4月1日現在）

足利銀行	東邦銀行	栃木銀行	ハナ信用組合	楽天銀行
みずほ銀行	群馬銀行	東日本銀行	横浜幸銀信用組合	PayPay 銀行
りそな銀行	常陽銀行	栃木信用金庫	中央労働金庫	
埼玉りそな銀行	筑波銀行	鹿沼相互信用金庫	宇都宮農業協同組合	
山形銀行	大東銀行	烏山信用金庫	ゆうちょ銀行	

注意

- 一度手続きをすると、解約の申し出がない限り翌年以降も口座振替になります。
- 振替日（口座引落日）は、各納期の末日です。振替日（口座引落日）の前日には、残高の確認をお願いいたします。【⇒【P89】「納税カレンダー」参照】
- 一括納付の振替日（口座引落日）は、第1期の納期の末日です。
- 一括納付が振替不能だった場合は、その年度は各期での振替になります。なお、翌年度は、また一括振替になります。
- 年度途中で一括納付の申込みをされる場合は、その年度は各期での振替となり、翌年度から一括振替になります。
- 納期を過ぎた税金や過年度分の随時課税については、口座振替の対象外となります。
- 5年以上、課税及び口座振替実績のない税目については、口座振替を解約させていただくことがあります。
- 固定資産税・都市計画税（償却資産含む）について、相続等により、土地・家屋の所有者や共有者の構成員・持ち分比率が変更となった翌年度は、継続して口座振替を行うことができませんので、納税通知書が届いてから改めて口座振替をお申込みください。
- 口座振替済通知書は原則として送付しておりません。通帳の記帳により確認してください。

【口座振替についてのお問い合わせ】

- 理財部 納税課 納税管理グループ ☎028-632-2189
- 保健福祉部 保険年金課 収納グループ ☎028-632-2324

市税の証明書・閲覧

■ 証明書

各種証明書は、税制課（2階C8番窓口）、各地区市民センター・各出張所の窓口で年末年始を除く平日午前8時30分から午後5時15分まで交付しています。

ご不明な点は、税制課諸税証明グループ（☎028-632-2187）にお問い合わせください。

種類	主な使いみち	手数料
納税証明書	資金借入、保証人、ビザの更新など	1枚 300円
継続検査用納税証明書	軽自動車（軽四輪など）の車検	無料
完納証明書	資金借入など	1枚 300円
所得証明書	扶養申請、年金申請など	1枚 300円
課税証明書	公営住宅入居、ビザの更新など	1枚 300円
営業証明書	車両登録など	1枚 300円
評価証明書	借入、相続、農地転用など	1枚 300円
公課証明書	確定申告など	土地・家屋、償却資産は別々の証明書になります。 また、土地・家屋は、1枚5物件まで記載しています。 償却資産は1事業所1枚です。（1枚 各300円）
無資産証明書	開発行為、分家住宅など	
滅失証明書	家屋の滅失登記など	
償却資産証明書 （評価・公課・資産証明）	償却資産の確認	1枚 各300円
住宅用家屋証明書	登録免許税の軽減	1枚 1,300円

POINT

所得証明書・課税証明書はコンビニ等でも取得できます！

コンビニエンスストア等のキオスク端末（マルチコピー機）でマイナンバーカードを利用し、土・日曜日、祝日も証明書を取得できます。

キオスク端末で取得できる証明書は、いずれも最新年度のみです。

宇都宮市を転出した方や、証明する年度の1月2日以降に転入した方は、キオスク端末では取得できません。

- 利用時間 午前6時30分～午後11時（ただし、メンテナンス時を除く）
- 利用できる場所 セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップなど
- 持ち物 利用者証明用電子証明書が格納されているマイナンバーカード
- 手数料 1枚200円（窓口手数料より100円安くなっています）

市役所本庁舎の行政キオスク端末でも同様に所得証明書・課税証明書を取得できます！

利用時間は、月曜日は午前8時30分～午後7時、火曜日～金曜日は午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日、祝休日を除く）で、持ち物や手数料については同様です。

■ 閲覧

各種閲覧は、資産税課（2階C3番窓口）で行っています。

※ 本庁のみの取扱いとなります。

種類	主な使いみち	手数料	お問い合わせ先
課税台帳閲覧	資産の確認など	1回 300円	資産税課管理グループ (☎028-632-2243)
地籍図複写	土地の所在や形状の確認 (実測図ではありません のでご注意ください)	1枚 300円	資産税課土地評価グループ (☎028-632-2249) 資産税課土地調査グループ (☎028-632-2248)
地籍図閲覧		1回 300円	

※ 地籍図の閲覧・複写の申請には、本人確認書類、委任状は不要です。

■ 窓口での証明書の交付・閲覧申請をするときに必要なもの

区分		本人確認書類(※1)	委任状(※2)	その他
個人の 証明書を申請 する場合	本人	○	—	—
	本人と同居の親族 (住民票で世帯が 同一である親族)	○	—	○ (市外に住民票がある方は、 税証明の申請日時点で同一 世帯の親族であることが確 認できる住民票)
	本人から委任を受 けた人	○	○ 本人作成の委任状	—
	本人が死亡してい る相続人	○	—	○ (認証文付き法定相続 情報一覧図の写し、 被相続人・相続人の 戸籍謄・抄本など)
	本人が死亡してい る相続人から委任 された人	○	○ 相続人作成の 委任状	
法人の 証明書を申請 する場合	法人登録印を 持参できる場合	○ 申請者 (窓口に来る人のもの)	—	○ (法人登録印を持参し、申請 書に押印)
	法人登録印を 持参できない場合	○ 申請者 (窓口に来る人のもの)	○ 法人登録印の押印が ある法人の委任状	—

※1 本人確認書類…マイナンバーカード、運転免許証、各健康保険の資格確認書、パスポート、在留カード、特別永住者証明書など

※2 委任状…委任した人の住所・氏名・押印（ゴム印やスタンプ印ではなく、朱肉で押印する印章で押印してください。ただし、本人自署の場合は押印を省略できます）、委任の内容、委任された人の住所・氏名の記載が必要です。委任状は、市ホームページから印刷できますが、記載事項を満たしていれば、便箋などで作成したのも使用できます。

注意

- ・ 納税証明書（軽自動車継続検査用を含む）や完納証明書の交付を申請する際、3週間程度前までに納付された市税がある場合は、領収書を持参してください。
- ・ 法人の営業証明書については、当該法人からの委任状は不要です。交付申請者の本人確認書類を持参してください。
- ・ 軽自動車継続検査用納税証明書については、本人確認書類、自動車検査証（写しでも可能）を持参してください。ただし、自動車検査証が電子交付されている場合は、自動車検査証記録事項（写しでも可能）を持参してください。なお、所有者又は使用者以外の申請でも委任状は不要です。
- ・ 住宅用家屋証明書の申請には、様々な添付書類が必要ですので、税制課諸税証明グループ（☎028-632-2187）にお問い合わせください。なお、本人以外の申請でも委任状は不要です。
- ・ 借地人・借家人が、借地・借家対象資産についての証明書の交付申請や固定資産課税台帳の閲覧をする場合は、権利関係・権利対象物件を示す賃貸借契約書などが必要となります。

■ 郵送による証明書の交付申請

下表の書類を同封して郵送してください。

申 請 書	<p>ホームページから印刷できます。下記事項を便箋などに記入して作成して使用することもできます。</p> <p>※ 申請書には、平日の日中に連絡がとれる申請者の電話番号を必ず記載してください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者の現住所・氏名・生年月日 ・ 平日の日中に連絡が取れる電話番号 ・ 証明書の種類・必要年度・通数・使用目的（年金申請など） </div>
本人確認書類の写し	本人及び現住所が確認できる部分の写しが必要です。
証明手数料の金額分の 定 額 小 為 替	定額小為替をゆうちょ銀行又は郵便局で購入してください。切手、その他金券では受け付けませんので、ご注意ください（定額小為替の氏名等の欄には記入せずお送りください）。
返 信 用 の 封 筒	市販の封筒に切手を貼り、送り先（申請者の住所・氏名）を記入してください。
委任状、その他の書類 （必要な場合のみ）	必要な書類については、【P74】の表をご覧ください。委任状及び契約書以外は写しでも可能です。

※ 住宅用家屋証明書は、原則、郵送による申請はできません。

【申請書の送付先】
〒320-8540（宇都宮市役所専用郵便番号）
栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号
税制課 諸税証明グループ

※ 地籍図複写については、宛先を資産税課 土地評価・調査グループ宛てにしてください。

■ 電子申請共通システムによる証明書の交付申請

宇都宮市電子申請共通システムで、ご自身のマイナンバーカードを使用して証明書の交付申請をすることができます。利用者の登録や準備するもの、申請できる証明書の種類など、詳細については市ホームページをご確認ください。



市ホームページ
税証明書の電子申請について

市税の納付・証明書の

Q & A

納付書を紛失してしまったらどうしたらいいの？

Q 納付書を紛失してしまったのですが、どうしたらいいですか？

A 納付書を再発行しますので納税課へご連絡ください。

また納付書をお持ちでなくても、次の市の窓口であれば納付することができます。

- 市役所 2 階納税課窓口（月曜日の午前 8 時 30 分から午後 7 時まで。火曜日から金曜日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）
- 各地区市民センター、出張所窓口（平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）
※ バンパ出張所は、午前 10 時から午後 5 時 15 分まで（月曜日・年末年始を除く）
なお、納付書をお持ちの方は、次の曜日・時間帯で納めることができます。
火～日曜日、祝日の午前 10 時から午後 7 時（月曜日・年末年始を除く）

転入・転出した場合、所得証明書・課税証明書はどこで取得できるの？

Q つい最近引っ越しをしましたが、所得証明書・課税証明書はどこで取得できますか？

A 所得証明書・課税証明書は原則、その年の 1 月 1 日に住所があった市区町村で取得できます。そのため、令和 8 年 1 月 1 日に宇都宮市に住所があった人は、令和 8 年度の所得証明書・課税証明書を宇都宮市で交付します。宇都宮市外に住所があった人は、令和 8 年 1 月 1 日に住所のあった市区町村に、お問い合わせください。

※ 令和 7 年 1 月から令和 7 年 12 月分の所得が記載されているもの

亡くなった人の固定資産の評価証明書はどのように取得できるの？

Q 亡くなった人の評価証明書を取得したいのですが、どうすればいいですか？

A 亡くなった人の評価証明書は、相続人であれば取得できます。申請される相続人の方の本人確認書類（マイナンバーカード等）のほかに、その方の亡くなった事実と相続関係が確認できる書類（認証文付き法定相続情報一覧図の写し、除籍謄本、戸籍謄本等）が必要になります。

現年度の途中で名義変更をした場合、固定資産の評価証明書を取得できるの？

Q 年度の途中で固定資産の名義を変更したのですが、評価証明書は取得できるのですか？

A 取得できます。ただし、納税義務者の住所氏名欄は削除された証明書となります。申請される新名義の方の本人確認書類（マイナンバーカード等）のほかに、名義が変更になったことが確認できる書類（登記簿謄本）が必要になります。

所得証明書・課税証明書は、無収入でも取得できるの？

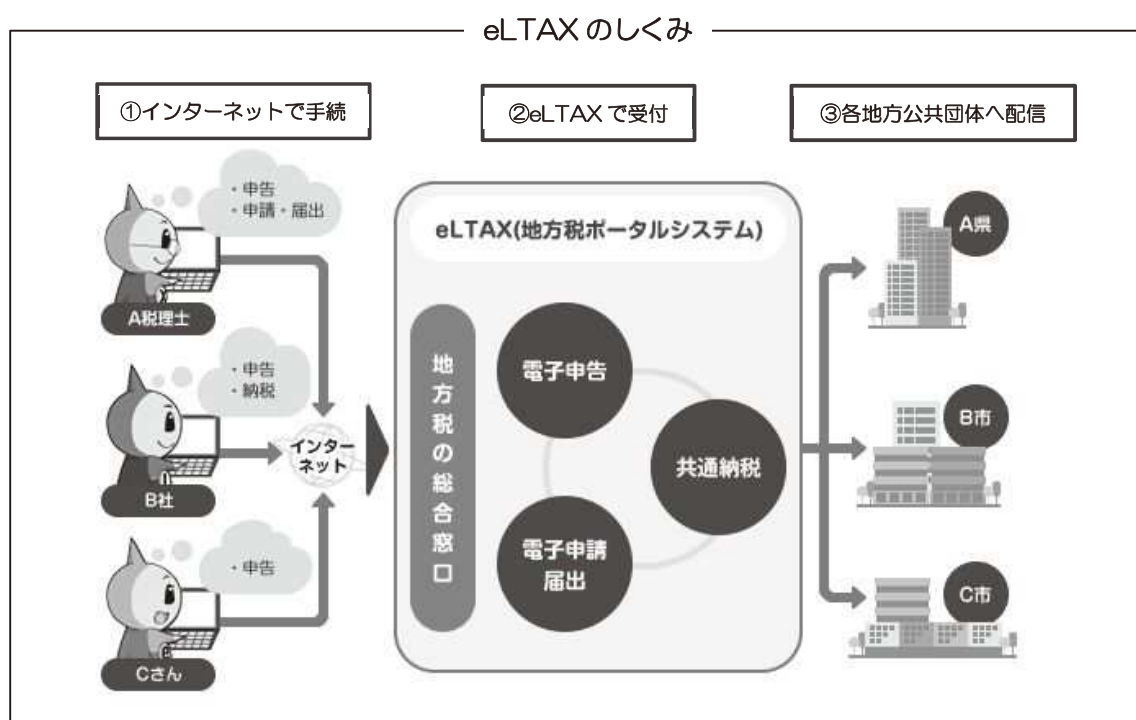
Q 所得証明書・課税証明書は、無収入でも取得できますか？

A 取得できます。ただし、無収入であることの申告をしていない人は、所得証明書・課税証明書を取得できません。なお、扶養者が宇都宮市に申告等をしている場合には、その被扶養者の所得証明書・課税証明書を交付しています。

◆ eLTAX とは

eLTAX とは、地方税の申告などの手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。宇都宮市では、eLTAX を利用した市税の電子申告・電子納税サービスを行っており、申告から納税まで、一連の手続きについてインターネットを通じて行うことができます。

※ 地方公共団体で組織する「地方税共同機構」が運営しています。



■ eLTAXのメリット

- ・ 市役所の窓口へ行かなくても、自宅やオフィスで手続きができます。
- ・ 複数の地方公共団体に対する申告や申請・届出を、まとめて1度のデータ送信で行えます。
- ・ 国と地方公共団体にそれぞれ提出義務のある源泉徴収票・給与支払報告書を一括提出できます。
- ・ eLTAX用の無償ソフト「PCdesk」(eLTAXホームページからダウンロードできます)や市販の税務会計ソフト(eLTAX対応のもの)で申告書を作成できます。

■ 本市で利用できる手続き

税目	電子申告・届出等の種類	電子納税（※）
個人市民税	給与支払報告書や公的年金等支払報告書	給与所得・退職所得の特別徴収に係る納付
	給与所得者異動届出書	
	特別徴収切替届出（依頼）書	
	特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書	
	退職所得に係る納入申告	
	個人市民税・県民税の申告（令和8年度分～）	—
法人市民税	法人市民税の申告	確定申告・予定申告等の納付
	法人の設立設置届・異動届	
	その他申請（法人更正請求など）	
固定資産税（償却資産）	償却資産の申告	—
諸 税	市たばこ税、入湯税、事業所税、鉱産税の申告	市たばこ税、入湯税、事業所税の納付
	事業所等新設・廃止申告	

※ 市民税・県民税（普通徴収、特別徴収）、固定資産税（土地・家屋、償却資産）、軽自動車税、国民健康保険税、法人市民税、事業所税については、納付書に印刷された eL-QR や eL 番号を使い、スマートフォンやパソコンから専用サイト（地方税お支払サイト）などで納税が可能です。
【市民税・県民税（特別徴収）、法人市民税、事業所税は、再発行納付書及び督促状納付書に限ります。】

詳しくは、【P67「市税を納めるには」】や地方税お支払サイトのホームページをご覧ください。

地方税お支払サイト



■ eLTAX の利用方法

eLTAX の利用にあたって、事前に eLTAX を利用できる性能を有するパソコンや、電子証明書等を取得していただく必要があります。

eLTAX の利用開始や具体的な利用方法等に関する詳細については、eLTAX ホームページをご覧ください。

なお、eLTAX ご利用に際して、ご不明な点等がございましたら、eLTAX ホームページの「よくあるご質問」をご覧ください。

eLTAX についてのお問い合わせは

eLTAX ホームページ

<https://www.eltax.lta.go.jp/>

eLTAX ホームページ「よくある質問」

<https://eltax.custhelp.com/>

eLTAX ヘルプデスク

☎ 0570-081-459

受付時間：午前9時から午後5時まで（土・日曜日、祝休日、年末年始 12月29日～1月3日を除く）

eLTAX ホームページ

